

1. 連盟の安全保障体制

連盟の安全保障体制は、連盟規約 10 条～17 条に規定されている。連盟規約は、戦争に訴えることについて様々な制約を課したが、戦争の可能性自体は否定していなかった。それは連盟規約のどこを見ればわかるか、連盟規約の上記条項を講義までに熟読して考えてくること。

「戦争の可能性自体は否定していなかった」という不備を補うべく、[紛争の平和的処理に関する議定書](#)が 1924 年に採択された。同議定書は、連盟規約 15 条 4 項以下の規定をさらに強化した。すなわち、15 条 3 項により紛争処理がなされなかった場合、

- 理事会は、紛争当事国に対して、紛争を仲裁または司法的解決に付託することを勧奨する (議定書 4 条 1 項)。
- 紛争当事国が仲裁または司法的解決への付託に合意できない場合、理事会が仲裁委員会を設置する (同条 2 項、4 項)。
- 仲裁判断は拘束力を有する。それに従わない国に対しては理事会が連盟規約 13 条 4 項に基づき執るべき措置を提案する。従わない国が戦争に訴える場合、連盟規約 16 条に基づく制裁措置を執る (同条 6 項)。

ところが、紛争の平和的処理を義務化するこの議定書には賛同が集まらず、発効せずに終わってしまった。

その後、1928 年に[不戦条約](#) (採択地にちなんでパリ条約、主唱者にちなんで Briand-Kellogg 条約とも呼ばれる) が採択され (1929 年発効)、戦争の放棄が一般的な形で定められ (1 条) と共に、紛争の平和的処理義務も定められた (2 条)¹。もともと、紛争の平和的処理の具体的な手続は定められていないし、1 条に違反して戦争を行った国に対する措置も定められていない²。

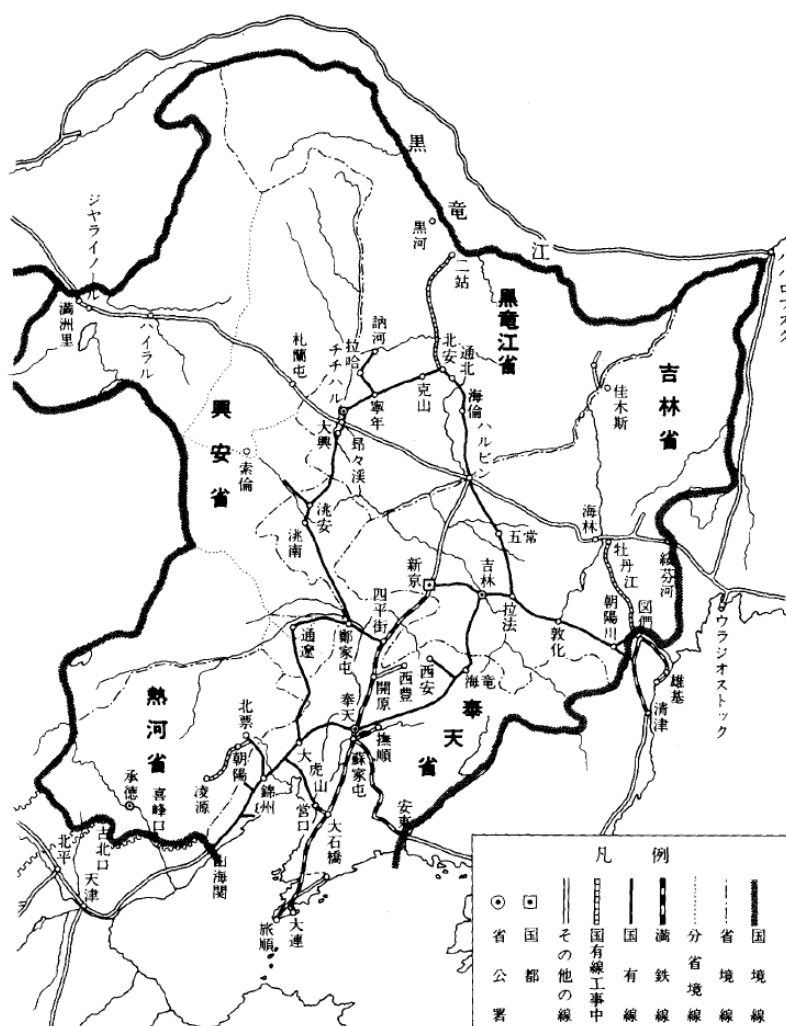
そのような中、満州事変・エチオピア戦争により、連盟の安全保障体制の機能不全が露呈し、日中戦争がダメ押しをした。その経緯と問題点とについて、以下の年表と資料とを読み、考えてくること。

¹ 外交史的 analysis として、牧野雅彦『不戦条約』(東京大学出版会、2020 年)。

² そこで次のような批判が出てくる。「現在の国際社会は [国際法違反に対する] 社会固有の強制手段を全然具備しないのである。而して不戦条約は此社会において自力救済としての武力手段をも禁ぜんと欲するものである。……此事情は国際義務遵守の精神を有せざる国家を却って有利なる地位に置くものである。」田岡良一「不戦条約の意義」法学 (東北大学) 1 巻 2 号 (1932 年) 1 頁、33 頁。

田岡はさらに辛辣に述べる。「(1924 年の紛争処理議定書が立ち消えになった) 歴史を、……不戦条約が世論の熱狂的歓迎を受けて世界の大多数の国によって批准された事実と比較することは、重要である。後者は、義務的仲裁裁判その他平和的解決手段に関する具体的規定を全く欠き、ただ抽象的な言葉をもって戦争を非難し、武力行使の全廃を謳った数行の条文からなる条約である」田岡良一『国際法 III (新版)』(有斐閣、1973 年) 68 頁。

2. 満州事変



「満洲国」地図 (南満洲鉄道株式会社『満洲概観』1934年3月発行より)

略年表 (リンク先に資料あり)

1931年9月18日	柳条湖事件
19日	中国、日本に対し不戦条約違反と抗議・撤退要求
21日	中国、国際連盟緊急理事会招集を要請 規約11条
22日	緊急理事会開催 中国は非常任理事国 (9月14日選任)
30日	理事会決議 撤兵する旨の日本声明・日本人安全保護に関する中国声明に留意
10月8日	日本、錦州爆撃。撤兵せず。
10月13日	理事会再招集。Briand議長。
10月16日	理事会、米をオブザーバーとして参加させる決議採択 (日本反対)。

10 月 17 日	不戦条約当事国、日中に 2 条の義務を想起
10 月 19 日	関東軍、チチハル占領。
10 月 22 日	日本回答。「防衛」を主張。
10 月 24 日	理事会、日本撤兵決議案表決。日本反対で採択されず。(11 条)
11 月 16 日	中国、理事会に連盟規約 15 条・16 条の適用を要請
11 月 21 日	日本、理事会に現地調査団派遣を提案
12 月 10 日	理事会、日本提案を採択 報告書提出まで半年必要との見込み
1932 年 1 月 3 日	関東軍、錦州占領
1 月 7 日	スティムソン声明 武力による事態変更の合法性不承認 ³
1 月 16 日	日本、満州の事態は現地住民の意思によるものと回答
1 月 28 日	上海事変。3 月まで日中激戦。
2 月 12 日	中国、規約 15 条 9 項に基づき総会への移送を要求し、認められる。 【問】中国が総会への移送を要求したのはなぜか？
2 月 19 日	リットン調査団、日本で調査 (3 月 11 日まで)
3 月 1 日	「満州国政府」、満州国建国宣言。 アジア歴史資料センター の検索窓に B02030709100 を入力して検索。
3 月 9 日	溥儀、執政就任式
3 月 11 日	連盟臨時総会、不承認決議採択。(日中棄権)
3 月 12 日	満州国創設各国に通告
3 月 14 日	リットン調査団、中国・満州で調査 (6 月 4 日まで)
5 月 15 日	5.15 事件。犬養首相暗殺。
7 月 14 日	内田外相、リットン調査団に対し、 日本の「死活的利益」の問題なので他国と相談しなくても構わない 、と主張。
8 月 25 日	内田外相国会演説。自衛権の主張。
9 月 15 日	日満議定書
10 月 2 日	リットン調査団報告書公表
10 月 11 日	各国代表、リットン報告書は日本に有利との見解。
11 月 21 日	理事会、報告書審理開始。
11 月 28 日	総会移送を決定。

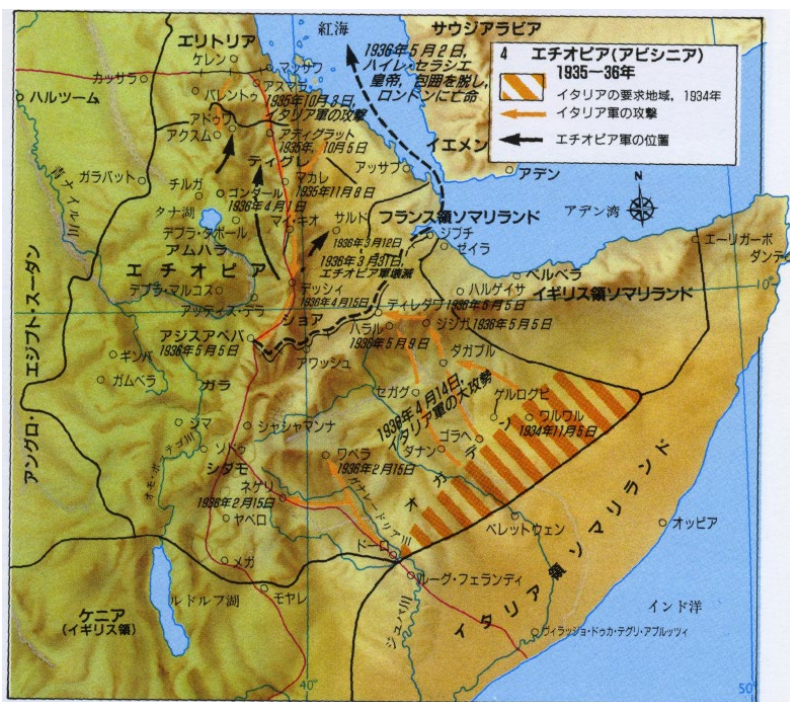
³ 「スティムソンはアメリカ政府 [ママ] が連盟加盟国ではないため、この声明は前年 12 月 10 日の理事会決議には基づいていないという前提に立っていた。不承認宣言は、あくまでも連盟とは切り離された不戦条約に基づいたアメリカ独自のイニシアティブとしての色彩が濃厚であった。」 帯谷俊輔『国際連盟』116 頁 (東京大学出版会、2019 年)。

1933 年 2 月 1 日	内閣、連盟規約 15 条 4 項の適用に移る場合は連盟脱退あり得ることを明言。 【問】15 条 4 項が適用される場合は脱退という結論になるのはなぜか？
2 月 15 日	(総会) 19 人委員会、報告書案提示。満州の主権は中国に。 (PDF の 20 頁目 [原本 75 頁] 参照)
2 月 20 日	内閣、連盟脱退を決定。
2 月 24 日	報告書採択。松岡代表、脱退声明。
3 月 27 日	脱退正式通告 (連盟規約 1 条 3 項)。 アジア歴史資料センター の検索窓に B02130941800 を入力して検索。
同日	連盟脱退詔書
3 月 28 日	「連盟脱退後における連盟との関係に関する処理方針」

参考文献

- 臼井勝美『満洲国と国際連盟』(吉川弘文館、1995 年)
- クリストファー・ソーン (市川洋一訳)『満州事変とは何だったのか 上・下』(草思社、1994 年) [原著 1972 年]
- 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』(吉川弘文館、2002 年)
- 小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』(吉川弘文館、2002 年)
- 井上寿一『戦前日本の「グローバリズム」』(新潮社、2011 年)
- 茶谷誠一「国際連盟脱退の政治過程」日本史研究 457 号 (2000 年)
- 庄子陽子「『満洲国』不承認の法的根拠に関する一考察」(東北学院大学) 法学研究年誌 10 号 (2001 年)
- F.P. Walters, *A History of the League of Nations*, Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952. (Chapter 40)

3. エチオピア戦争



略年表 (リンク先に資料あり)

1935 年 10 月 3 日	イタリア、エチオピアに対する武力攻撃開始
10 月 7 日	連盟理事会委員会、規約 12 条・不戦条約違反認定
10 月 10 日	総会、規約 16 条に基づく制裁勧告
10 月 11 日～19 日	総会調整委員会、武器等一定物品の対伊輸出禁止等を勧告
12 月 8 日	Hoare-Laval Plan イタリアの領土獲得を認める
1936 年 5 月 2 日	エチオピア軍敗走。皇帝、パレスティナに出国。
5 月 9 日	イタリア、エチオピアを自国領とする国内法制定。
	その後、諸国が相次いでイタリアによる「征服」を承認
7 月 4 日	総会、制裁解除勧告
7 月 6 日	総会調整委員会、制裁解除提案 (特に最初と最後のページ)

参考文献

- 海野芳郎「国際連盟の対イタリア経済制裁 (1) ～ (4)」外交時報 1141 号～1144 号 (1977 年)
- 田岡良一「連盟の崩壊と世界法廷の将来」中央公論 54 巻 5 号 (1939 年)
- 田岡良一「連盟規約第 16 条の歴史と国際連盟の将来」恒藤恭還暦記念『法理学及国際法論集』(有斐閣、1949 年)
- F.P. Walters, *A History of the League of Nations*, Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952. (Chapter 53)

4. 日中戦争

略年表 (リンク先に資料あり)

1937 年 7 月 7 日	盧溝橋事件
10 月 6 日	総会、日本が不戦条約等に違反するとする報告書採択
12 月 13 日	日本軍、南京占領
1938 年 1 月 16 日	近衛内閣、「国民政府を対手とせず」声明
9 月 11 日	中国、連盟理事会に規約 17 条適用を要請
9 月 19 日	理事会、17 条に基づき日本を招請
9 月 22 日	日本、招請を拒否
9 月 30 日	理事会議長報告 個々の判断による制裁の発動
10 月 26 日	「規約十六条適用ニ対スル各国ノ態度概要」 アジア歴史資料センター の検索窓に B04014057300 を入力して検索。出てくる文書の PDF34-35 頁。
10 月 29 日	「 帝国ト国際連盟諸機関トノ協力関係終止ノ件 」枢密院審査報告

参考文献

- 海野芳郎「牙を抜かれた対日制裁の発動」法政理論 (新潟大学) 23 卷 3・4 号 (1991 年)